

那覇市公報

第1828号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市下水道条例及び那覇市水道給水条例の一部を改正する条例（上下水道局総務課）	1379
○那覇市公設市場条例の一部を改正する条例（なはまち振興課）	1387
○那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（上下水道局総務課）	1395
○那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防局予防課）	1398
○那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（人事課）	1402

◇規 則◇

○那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則（消防局予防課）	1405
○那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（国民健康保険課）	1413

◇告 示◇

○令和4年度那覇市一般会計補正予算（第5号）（財政課）	1415
○令和4年度那覇市一般会計補正予算（第6号）（財政課）	1420
○令和4年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（国民健康保険課）	1421
○令和4年度那覇市水道事業会計補正予算（第1号）（上下水道局企画経営課）	1423
○令和4年度那覇市下水道事業会計補正予算（第2号）（上下水道局企画経営課）	1424

○令和 4 年度那覇市水道事業会計補正予算 (第 2 号) (上下水道局企画経営課)	
.....	1425

◇公 告◇

○会議開催の公告 (秘書広報課)	1426
○個人情報業務届出書の公表について (法制契約課)	1427
○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について (法制契約課)	1448

◇消防局訓令◇

○那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令	1451
--------------------------------	------

条 例

那覇市条例第36号

令和4年12月27日

公 布 済

那覇市下水道条例及び那覇市水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市下水道条例及び那覇市水道給水条例の一部を改正する条例

(那覇市下水道条例の一部を改正する条例)

第1条 那覇市下水道条例(1969年那覇市条例第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(使用料の算定) 第34条 使用料の額は、<u>毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じて、次に定めるところにより算定した基本料金と従量料金の合計額とする。</u> [表 別記] 2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等の使用料の額は、<u>前項の使用料の額に110分の100を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> (月の中途における使用料算定の特例) 第35条 使用月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止したときにおける使用料は、<u>次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> (1) <u>使用日数が15日以内の場合において、排出汚水量が基本排出汚水量の2分の1以下のとき 基本料金の2分の1の額</u> (2) <u>使用日数が15日以内の場合において、排出汚水量が基本排出汚水量の2分の1を超えるとき 1月分とみなして</u>	(使用料の算定) 第34条 使用料の額は、<u>使用月ごとに、次の表により算定した基本使用料及び従量使用料の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> [表 別記] 2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等の使用料の額は、<u>使用月ごとに、前項の表により算定した基本使用料及び従量使用料の合計額とする。</u> 第35条 削除

算定した額	
(3) 使用日数が15日を超える場合 1月 分とみなして算定した額	
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
3 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。	
4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

[改正前 別記]

[第34条第1項の表]

区分		排出污水量	料金
種別			
一般汚水	基本	10立方メートルまで	639円
	従量(1立方メートルにつき)	10立方メートルを超え30立方メートルまで	85円
		30立方メートルを超え50立方メートルまで	101円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	138円
		100立方メートルを超え300立方メートルまで	165円
		300立方メートルを超え1,000立方メートルまで	200円
		1,000立方メートルを超え8,000立方メートルまで	210円
		8,000立方メートルを超えるもの	220円
公衆浴場汚水		1立方メートルにつき	18円
備考 この表において「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場から排除される汚水をいい、「一般汚水」とは、それ以外の汚水をいう。			

[改正後 別記]

[第34条第1項の表]

区分		基本使用料	従量使用料(排出污水量1立方メートルにつき)
種別			
一般汚水	512円	5立方メートルまで	10円
		5立方メートルを超え10立方メートルまで	12円
		10立方メートルを超え15立方メートルまで	86円
		15立方メートルを超え25立方メートルまで	88円
		25立方メートルを超え35立方メートルまで	92円
		35立方メートルを超え50立方メートルまで	103円
		50立方メートルを超え100立方メートルまで	136円
		100立方メートルを超え300立方メートルまで	160円

		300立方メートルを超え1000立方メートルまで	194円
		1000立方メートルを超え8000立方メートルまで	202円
		8000立方メートルを超えるもの	210円
公衆浴場汚水	0円	1立方メートル以上	17円
備考			
1 この表において「公衆浴場汚水」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場から排除される汚水をいい、「一般汚水」とは、それ以外の汚水をいう。			
2 使用月の中途において、公共下水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合で使用日数が15日以内のときにおける当該使用月の基本使用料の額は、この表の基本使用料の欄に定める額の2分の1の額とする。			

(那覇市水道給水条例の一部を改正する条例)

第2条 那覇市水道給水条例(平成9年那覇市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(料金) 第23条 料金は、1月につき、次の表により算定した<u>基本料金と従量料金の合計額</u>とする。 〔表 別記〕 2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等に給水する水道の料金については、<u>基本料金と従量料金の合計額に110分の100を乗じて得た額</u>とする。<u>この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> (特別な場合における料金の算定) 第26条 月の中途において水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合における料金は、次の各号に定める区分に応じ、<u>当該各号により算定した額</u>とする。 (1) 使用日数が15日以内の場合は、基本	(料金) 第23条 料金は、1月につき、次の表により算定した<u>額に100分の110を乗じて得た額</u>とする。<u>この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> 〔表 別記〕 2 前項の規定にかかわらず、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和27年法律第111号)第7条第1項各号に掲げる者及び外国領事館等に給水する水道の料金については、<u>1月につき、前項の表により算定した額</u>とする。 第26条 削除

<u>料金の2分の1の額に従量料金の額を加えた額とする。</u> <u>(2) 使用日数が15日を超える場合は、1月分とみなす。</u> <u>2 月の中途において口径又は用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。</u> (加入金) 第29条 給水装置の新設工事又は改造工事(増径)の申込みを行う者は、<u>設置するメーターの口径により、加入金として、次の表に定める額をその申込みの際に納付しなければならない。</u> [表 別記] <u>2 前項による給水装置の改造工事(増径)の場合は、新旧メーターの口径に係る加入金額の差額を加入金額とする。</u> 3 [略]	(加入金) 第29条 給水装置の新設工事の申込みを行う者は、<u>加入金として、設置するメーターの口径に応じて、次の表に定める額に100分の110を乗じて得た額をその申込みの際に納付しなければならない。</u> [表 別記] <u>2 給水装置の改造工事(メーターの口径を増径するものに限る。)の申込みを行う者は、改造工事後のメーターの口径に係る前項の表に定める額と既存のメーターの口径に係る同表に定める額との差額に100分の110を乗じて得た額をその申込みの際に納付しなければならない。</u> 3 [略]
備考 1 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。 2 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。 3 前条の表備考4の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

[第23条第1項の表]

種別	用途別	メーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)	
				使用水量(単位は立方メートル)	料金
専用給水装置	一般用	13ミリメートル及び20ミリメートル	631円	5まで	56円
				5を超え10まで	104円
				10を超え15まで	146円
				15を超え25まで	176円
				25を超え35まで	218円
				35を超え50まで	254円
		25ミリメートル	1,711円	50を超え100まで	283円
				100を超え300まで	308円

			300を超えるもの	327円	
		40ミリメートル	4,237円	50まで 50を超え100まで 100を超え300まで 300を超えるもの	254円 283円 308円 327円
		50ミリメートル	10,052円	100まで	283円
		75ミリメートル	22,030円	100を超え300まで 300を超えるもの	308円 327円
		100ミリメートル	58,605円	300まで	308円
		150ミリメートル以上	105,518円	300を超えるもの	327円
		連合専用給水装置を使用するものは、メーター口径を13ミリメートルとみなして、1戸につき当該口径の料金を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。			
	公衆浴場用	メーターの口径に対応する一般用の基本料金を適用し、従量料金は、1立方メートルにつき71円とする。			
私設消火栓	演習用	1個1回20分以内につき	2,699円		
船舶給水栓	船舶用	1立方メートルにつき	327円		
臨時給水栓	臨時用	1立方メートルにつき	327円		
備考 この表において「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。					

[改正後 別記]

[第23条第1項の表]

種類	用途	メーターの口径	基本料金	従量料金(1立方メートルにつき)	
				使用水量(単位は立方メートル)	金額
専用給水装置	一般用	13ミリメートル及び20ミリメートル	574円	5まで	50円
				5を超え10まで	95円
				10を超え15まで	133円
				15を超え25まで	160円
				25を超え35まで	198円
		25ミリメートル	1,556円	35を超え50まで	231円
				50を超え100まで	257円
				100を超え300まで	280円
		40ミリメートル	3,852円	300を超えるもの	297円
				50まで	231円
				50を超え100まで	257円
				100を超え300まで	280円
		50ミリメートル	9,139円	100まで	257円
		75ミリメートル	20,028円	100を超え300まで	280円

			300を超えるもの	297円	
		100ミリメートル	53,278円	300まで	280円
		150ミリメートル以上	95,926円	300を超えるもの	297円
		連合専用給水装置を使用するものは、メーターの口径を13ミリメートルとみなして、1戸につき当該口径の料金を適用する。この場合の料金の算定の基礎となる使用水量は、各戸均等に使用したものとみなす。			
	公衆浴場用	メーターの口径に対応する一般用の基本料金を適用し、従量料金は、1立方メートルにつき65円とする。			
私設消火栓	演習用	1個1回20分以内につき 2,454円			
船舶給水栓	船舶用	1立方メートルにつき 297円			
臨時給水栓	臨時用	1立方メートルにつき 297円			
備考					
1 この表において「公衆浴場用」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律(昭和56年法律第68号)第2条に規定する公衆浴場の用に供するものをいう。					
2 専用給水装置に係る額は、基本料金(月の中途において水道の使用を開始し、休止し、又は廃止した場合で使用日数が15日以内のときにあっては、この表の基本料金の欄に定める額の2分の1の額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てて得た額))及び従量料金の合計額とする。					
3 月の中途において用途又はメーターの口径に変更があった場合は、その月の全期間において、使用日数の多い用途又はメーターの口径(使用日数が等しいときにあっては、変更後の用途又はメーターの口径)であったものとみなして算定する。					

[改正前 別記]

[第29条第1項の表]

メーター口径	金額
13ミリメートル	23,100円
20ミリメートル	61,600円
25ミリメートル	105,600円
40ミリメートル	359,700円
50ミリメートル	746,900円
75ミリメートル	1,796,300円
100ミリメートル	4,675,000円
150ミリメートル以上	8,956,200円

[改正後 別記]

[第29条第1項の表]

メーターの口径	金額
13ミリメートル	21,000円
20ミリメートル	56,000円
25ミリメートル	96,000円
40ミリメートル	327,000円
50ミリメートル	679,000円

75ミリメートル	1,633,000円
100ミリメートル	4,250,000円
150ミリメートル以上	8,142,000円

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の那覇市下水道条例の規定は、令和5年6月以後の月分として算定する使用料から適用し、同年5月以前の月分として算定する使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の那覇市水道給水条例（次項において「新給水条例」という。）第23条の規定は、令和5年6月以後の月分として算定する水道料金から適用し、同年5月以前の月分として算定する水道料金については、なお従前の例による。
- 4 新給水条例第29条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後の申込みに係る加入金について適用し、同日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

那覇市条例第37号

令和4年12月27日

公 布 済

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例

那覇市公設市場条例(1963年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後						
(設置) 第2条 本市内に市場を設置し、その名称及び位置は、<u>別表第1</u>のとおりとする。	(設置) 第2条 本市内に市場を設置し、その名称及び位置は、<u>次の表</u>のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>那覇市宇栄原公設市場</td><td>那覇市宇栄原4丁目17番9号</td></tr> <tr> <td>那覇市第一牧志公設市場</td><td>那覇市松尾2丁目10番1号</td></tr> </table> (施設の構成) 第2条の2 市場は、次に掲げる施設(那覇市宇栄原公設市場にあつては、第1号に掲げる施設)をもって構成する。 (1) 店舗 (2) 倉庫 (3) 作業室 (4) 事務室 (5) 多目的室 (6) 調理体験室 (倉庫等の使用許可を受けることができる者の範囲) 第2条の3 前条第2号から第4号までに掲げる施設について、第3条第1項又は第2項の規定による許可(以下「使用許可」という。)を受けることができる者は、前条第1号に掲げる施設の使用許可を受けている者とする。 (店舗で営業することができる時間) 第2条の4 第2条の2第1号に掲げる施設で営業することができる時間は、午前8時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。 (多目的室等の利用時間及び定休日) 第2条の5 第2条の2第5号及び第6号に掲げ	名称	位置	那覇市宇栄原公設市場	那覇市宇栄原4丁目17番9号	那覇市第一牧志公設市場	那覇市松尾2丁目10番1号
名称	位置						
那覇市宇栄原公設市場	那覇市宇栄原4丁目17番9号						
那覇市第一牧志公設市場	那覇市松尾2丁目10番1号						

(使用許可) 第3条 <u>市場</u>を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 <u>前項の規定により許可する使用期間は、2年とする。ただし、市長が市場の管理上必要があると認めるときは、当該期間を2年未満とすることができる。</u> 3 <u>使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用期間満了後引き続き市場を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</u> 4 市長は、<u>使用を許可する場合において、管理上必要な条件を付することができる。</u> (使用許可の制限)	<u>る施設を利用することができる時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</u> 2 <u>前項の施設は、次に掲げる日には利用することができないものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。</u> (1) <u>1月1日から1月3日までの日</u> (2) <u>6月23日(慰霊の日)</u> (使用許可) 第3条 <u>施設</u>を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 2 <u>第2条の2第1号から第4号までに掲げる施設(以下「店舗等」という。)について、前項又はこの項の規定による許可を受けた者が、許可を受けた期間の満了後引き続き当該施設を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</u> 3 <u>店舗等の使用許可の期間(第15条及び別表第1備考2において「使用期間」という。)は、2年とする。ただし、市長が施設の管理上必要があると認めるときは、当該期間を2年未満とすることができる。</u> 4 市長は、<u>使用許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。</u> (使用許可の制限) 第4条 <u>次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。</u> (1) <u>公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。</u> (2) <u>市場を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</u>
--	---

第4条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、使用を許可しない。

(1)～(2) 〔略〕

(3) その他市長が市場の管理上不適当と認める者

(使用料)

第5条 使用料は、別表第2により算定した額とする。この場合において、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(3) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号の暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) その他市長が不適当と認めるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第2条の2第1号に掲げる施設の使用許可をしない。

(1)～(2) 〔略〕

(使用料)

第5条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、店舗等については別表第1、第2条の2第5号及び第6号に掲げる施設については別表第2により算定した額の使用料を納付しなければならない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、店舗等の使用料の全部又は一部を免除することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、規則で定めるところにより第2条の2第5号又は第6号に掲げる施設の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(1) 本市が主催又は共催をする行事に利用する場合

(2) 公共団体又は公共的団体が公用又は公共の目的で利用する場合

(3) 構成員の半数以上が高校生以下の団体が利用する場合

(4) 構成員の半数以上が満65歳以上の団体が利用する場合

(5) 構成員の半数以上が障がい者の団体が利用する場合

(6) 通り会、商店街その他の市長が認める団体が利用する場合

(使用料の<u>返還</u>) 第7条 <u>既納の使用料は、これを返還しない。</u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を<u>返還</u>することができる。 (使用者の禁止事項) 第8条 使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号に掲げる行為については、市長が特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。 (1) 使用許可を受けた用途以外に使用すること。 (2) [略] (3) 使用場所の原状に変更を加え、又は工作物等を設置し、変更し、若しくは廃止すること。 (4) [略] 2 [略] (物件の撤去及び搬出) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する物件がある場合は、<u>その使用者に対し当該物件の撤去又は搬出を命ずることができる。</u> (1) [略] (2) 工作物等で市長の許可なく設置された物又は<u>使用場所</u>の返還後も撤去又は搬出されない物 (3) [略] (立入検査等) 第10条 市長は、<u>市場の管理上必要があると認めるときは、職員をして市場内に立ち入らせ、必要な検査又は調査を行わせることができる。</u> 2 <u>前項により立入検査等を行う職員は、その身分を証明する証票を携帯しなければならない。</u> (損害賠償)	(7) <u>その他市長が必要と認める場合</u> (使用料の<u>還付</u>) 第7条 <u>既に納付された使用料は、還付しないものとする。</u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を<u>還付</u>することができる。 (使用者の禁止事項) 第8条 [略] (1) 使用許可を受けた<u>施設</u>の用途以外に使用すること。 (2) [略] (3) <u>施設</u>の原状に変更を加え、又は工作物等を設置し、変更し、若しくは廃止すること。 (4) [略] 2 [略] (物件の撤去及び搬出) 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する物件がある場合は、<u>当該物件を放置し、又は設置した使用者に対し当該物件の撤去又は搬出を命ずることができる。</u> (1) [略] (2) 工作物等で市長の許可なく設置された物又は<u>施設</u>の返還後も撤去又は搬出されない物 (3) [略] (立入検査等) 第10条 市長は、管理上必要があると認めるときは、職員をして<u>施設内に立ち入らせ、必要な検査又は調査を行わせることができる。</u> 2 <u>前項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。</u> (損害賠償)
--	--

第11条 使用者の責めに帰すべき事由により市場を破損し、又は滅失したときは、使用者は、これを原状に復し、又はそれに要する費用の全額を賠償しなければならない。 (使用許可の取消し等) 第12条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。 (1) 使用許可の条件に違反して市場を使用したとき。 (2)～(6) [略] 第13条 市長は、事業遂行上必要があると認めるときは、使用場所を変更し、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。 (返還時の検査) 第15条 使用者は、使用期間の満了等により使用場所を返還するときは、市長の指示に従い、自己の費用で原状に復し、市長の検査を受けなければならない。 付 則 別表第1(第2条関係) [略] [別表第2 別記]	第11条 使用者の責めに帰すべき事由により市場を損傷し、又は滅失したときは、使用者は、これを原状に復し、又はそれに要する費用の全額を賠償しなければならない。 (使用許可の取消し等) 第12条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、施設の使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。 (1) 使用許可の条件に違反して施設を使用したとき。 (2)～(6) [略] 第13条 市長は、事業遂行上必要があると認めるときは、使用許可をした施設を変更し、当該施設の使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。 (返還時の検査) 第15条 使用者は、使用期間の満了等により施設を返還するときは、市長の指示に従い、自己の費用で原状に復し、市長の検査を受けなければならない。 付 則 4 <u>那覇市公設市場条例の一部を改正する条例(令和4年那覇市条例第37号)の施行の日(以下この項において「改正条例施行日」という。)の翌日から起算して2年を経過する日の属する月の末日までの間、令和5年3月4日において那覇市第一牧志公設市場2階の使用許可を受けていた者であつて、改正条例施行日において那覇市第一牧志公設市場1階の施設の使用許可を受けたものに対する別表第1店舗の項の規定の適用については同項中「8,100円以内で規則で定める額」とあるのは、「4,212円」とする。</u> [別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考	

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)の表示がない場合には、当該改正後表を加える。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 5 改正表の表示に対応する改正後表の表示がない場合には、当該改正表を削る。
- 6 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び改正部分に係るけい線を削る。

付 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔改正前 別記〕

別表第2(第5条関係)

用途	金額(1平方メートルにつき月額)
〔略〕	
倉庫	〔略〕
冷蔵庫設置	1,080円以内で規則で定める額
事務室	〔略〕
冷蔵庫	3,240円以内で規則で定める額

〔改正後 別記〕

別表第1(第5条関係)

施設	額(1平方メートルにつき月額)
〔略〕	
倉庫	〔略〕
作業室	3,240円以内で規則で定める額
事務室	〔略〕

備考

- 1 使用料の算定に用いる施設の面積は、小数点第3位以下の端数は切り捨てるものとする。
- 2 月の中途において使用期間が開始し、又は終了する場合の当該月分の額は、日割り計算によるものとする。
- 3 算定した額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

〔改正後 別記〕

別表第2(第5条関係)

施設	額(1時間につき)
----	-----------

	室料	冷房料
多目的室大	1,300円以内で規則で定める額	100円以内で規則で定める額
多目的室小	700円以内で規則で定める額	100円以内で規則で定める額
調理体験室	1,100円以内で規則で定める額	200円以内で規則で定める額

那覇市条例第38号

令和4年12月27日

公 布 済

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(1967年那覇市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2～3 [略] (再任用職員についての適用除外) 第20条 第7条、第8条及び第15条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員</u>には適用しない。 付 則 この条例は、公布の日から施行し、1967年7月1日から適用する。	(給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(<u>第20条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。</u>)(以下「職員」と総称する。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2～3 [略] (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外) 第20条 第7条、第8条及び第15条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。 付 則 1 この条例は、公布の日から施行し、1967年7月1日から適用する。 2 <u>令和14年3月31日までの間、第2条第1項中「及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第20条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは、「、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(第20条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>及び那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第29号)付則第3条第4項に規定する<u>暫定再任用短時間勤務職員</u>とする。 3 <u>令和14年3月31日までの間、第7条、第8条</u>

	<u>及び第15条の規定は、那覇市職員の定年 年齢の引上げに伴う関係条例の整備等 に関する条例付則第3条第4項に規定する 暫定再任用常時勤務職員及び同条例付 則第4条第3項に規定する暫定再任用 短時間勤務職員には、適用しない。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市条例第39号

令和4年12月27日

公 布 済

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(屋内消火栓設備に関する基準) 第37条 [略] 2 前項又は令第11条第1項及び第2項の規定により地階を除く階数が5以上の防火対象物で各階における屋内消火栓の設置個数が1個のものに設ける屋内消火栓設備は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 水源の水量は、次のとおりとすること。 ア 令第11条第3項第1号に掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあつては、5.2立方メートル以上 イ 令第11条第3項第2号イに掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあつては、2.4立方メートル以上 ウ 令第11条第3項第2号ロに掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあつては、3.2立方メートル以上 (2) ノズルの性能は、同時開口数2個の場合に、それぞれのノズルの先端において、次のとおりとすること。 ア 令第11条第3項第1号に掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあつては、放水圧力が0.17メガパスカル以上で、かつ、放水量が130リットル毎分以上のもの イ 令第11条第3項第2号イに掲げる防火対象物又はその部分に設置する屋内消火栓設備にあつては、放水圧力が0.25メガパスカル以上で、かつ、	(屋内消火栓設備に関する基準) 第37条 [略]

<u>放水量が60リットル毎分以上のもの</u> <u>ウ 令第11条第3項第2号ロに掲げる防</u> <u>火対象物又はその部分に設置する屋</u> <u>内消火栓設備にあつては、放水圧力</u> <u>が0.17メガパスカル以上で、かつ、</u> <u>放水量が80リットル毎分以上のもの</u> 3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項及び第4項並びに法施行規則第12条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。 4～5 〔略〕 （スプリンクラー設備に関する基準） 第38条 〔略〕 2 〔略〕 3 第1項又は令第12条第1項の規定により設けるスプリンクラー設備に附置する非常電源は、<u>前条第4項</u>の規定の例により設けなければならない。 （水噴霧消火設備等に関する基準） 第39条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 第1項又は令第13条第1項の規定により設ける水噴霧消火設備又は泡消火設備に附置する非常電源は、<u>第37条第4項</u>の規定の例により設けなければならない。 （防火対象物の使用開始等の届出） 第57条 〔略〕	2 前項の規定により設ける屋内消火栓設備は、令第11条第3項及び第4項並びに法施行規則第12条の規定の例により設置し、及び維持しなければならない。 3～4 〔略〕 （スプリンクラー設備に関する基準） 第38条 〔略〕 2 〔略〕 3 第1項又は令第12条第1項の規定により設けるスプリンクラー設備に附置する非常電源は、<u>前条第3項</u>の規定の例により設けなければならない。 （水噴霧消火設備等に関する基準） 第39条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 第1項又は令第13条第1項の規定により設ける水噴霧消火設備又は泡消火設備に附置する非常電源は、<u>第37条第3項</u>の規定の例により設けなければならない。 （防火対象物の使用開始等の届出） 第57条 〔略〕 <u>2 前項に規定する防火対象物を使用する者は、当該防火対象物の使用を中止し、又は廃止する場合は、速やかに、その旨を消防署長に届け出なければならない。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

那覇市条例第40号

令和4年12月27日

公 布 済

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

那覇市職員退職手当支給条例(昭和47年那覇市条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(退職手当の支給) 第2条 [略] 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員については、この限りでない。 (失業者の退職手当) 第14条 [略] 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当	(退職手当の支給) 第2条 [略] 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。<u>第14条第2項において「勤務日数」という。</u>)が18日(1月間の日数(那覇市の休日を定める条例(平成3年那覇市条例第33号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。<u>第14条第2項において「職員みなし日数」という。</u>)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に<u>掲げる</u>会計年度任用職員については、この限りでない。 (失業者の退職手当) 第14条 [略] 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当

該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した者に限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する<u>すべての</u>期間を除く。 (1)～(2) 〔略〕 3～14 〔略〕	該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの（季節的業務に4月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に4月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した者に限る。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する<u>全ての</u>期間を除く。 (1)～(2) 〔略〕 3～14 〔略〕
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の那覇市職員退職手当支給条例の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算については、なお従前の例による。

規 則

那覇市規則第49号

令和4年12月27日

公 布 済

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市火災予防条例施行規則(昭和47年那覇市規則第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(禁止行為の解除) 第2条の2 条例第23条第1項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、禁止行為の解除承認申請書(第1号様式)により申請しなければならない。 2 [略] 3 消防局長又は消防署長は、第1項の規定による申請を受理した場合で、禁止行為の解除を承認することを決定したときは、禁止行為の解除承認通知書(第1号様式の2)を申請者に交付するものとする。 (教育担当者の選任等の届出) 第3条 条例第56条第3項の規定による防火教育担当者又は防災教育担当者の選任又は解任の届出は、防火教育担当者選任(解任)届出書(第1号様式の3)又は防災教育担当者選任(解任)届出書(第1号様式の4)によるものとする。 (指定催しの指定) 第3条の2 条例第56条の2第3項の規定による通知は、指定催しの指定通知書(第1号様式の5)により行うものとする。 (屋外催しに係る届出) 第3条の3 条例第56条の3第2項の規定による届出は、火災予防上必要な業務に関する計画届出書(第1号様式の6)に、同条第1項の計画を記載した書類を添付して行うものとする。 (防火対象物の使用開始等の届出) 第4条 条例第57条に規定する防火対象物の使用開始又は変更の届出は、防火対象物使用開始(変更)届出書(第2号様式)によるものとする。	(禁止行為の解除) 第2条の2 条例第23条第1項ただし書の規定による承認を受けようとする者は、禁止行為の解除承認申請書により申請しなければならない。 2 [略] 3 消防局長又は消防署長は、第1項の規定による申請を受理した場合で、禁止行為の解除を承認することを決定したときは、禁止行為の解除承認通知書を申請者に交付するものとする。 (教育担当者の選任等の届出) 第3条 条例第56条第3項の規定による防火教育担当者又は防災教育担当者の選任又は解任の届出は、防火教育担当者選任(解任)届出書又は防災教育担当者選任(解任)届出書によるものとする。 (指定催しの指定) 第3条の2 条例第56条の2第3項の規定による通知は、指定催しの指定通知書により行うものとする。 (屋外催しに係る届出) 第3条の3 条例第56条の3第2項の規定による届出は、火災予防上必要な業務に関する計画届出書に、同条第1項の計画を記載した書類を添付して行うものとする。 (防火対象物の使用開始等の届出) 第4条 条例第57条第1項に規定する防火対象物の使用開始又は変更の届出は、防火対象物使用開始(変更)届出書によるものとする。 2 条例第57条第2項に規定する防火対象物

(火を使用する設備等の設置の届出) 第5条 条例第58条に規定する火を使用する設備等の設置の届出は、次に定める届出書によるものとする。 (1) 条例第58条第1号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる設備 炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機設置届出書(第3号様式) (2) 条例第58条第7号及び第11号から第14号までに掲げる設備 燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備、発電設備、蓄電池設備設置届出書(第4号様式) (3) 条例第58条第15号に掲げる設備 ネオン管灯設備設置届出書(第5号様式) (4) 条例第58条第16号に掲げる設備 水素ガスを充填する気球の設置届出書(第6号様式) 2 [略] (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第6条 条例第59条に規定する火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出は、次に定める届出書によるものとする。ただし、第1号、第4号及び第5号に掲げる行為の届出については、やむを得ない場合に限り、電話その他の方法によることができる。 (1) 条例第59条第1号に掲げる行為 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書(第7号様式) (2) 条例第59条第2号に掲げる行為 煙火打上げ、仕掛け届出書(第8号様式)	<u>の使用中止又は廃止の届出は、防火対象物使用中止(廃止)届出書によるものとする。</u> (火を使用する設備等の設置の届出) 第5条 [略] (1) 条例第58条第1号から第6号まで及び第8号から第10号までに掲げる設備 炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機設置届出書 (2) 条例第58条第7号及び第11号から第14号までに掲げる設備 燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備、発電設備、蓄電池設備設置届出書 (3) 条例第58条第15号に掲げる設備 ネオン管灯設備設置届出書 (4) 条例第58条第16号に掲げる設備 水素ガスを充填する気球の設置届出書 2 [略] (火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出) 第6条 [略] (1) 条例第59条第1号に掲げる行為 火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書 (2) 条例第59条第2号に掲げる行為 煙火打上げ、仕掛け届出書
---	---

(3) 条例第59条第3号に掲げる行為 催 物開催届出書(第9号様式) (4) 条例第59条第4号に掲げる行為 水 道断、減水届出書(第10号様式) (5) 条例第59条第5号に掲げる行為 道 路工事届出書(第11号様式)又は道路使 用届出書(第11号様式の2) (6) 条例第59条第6号に掲げる行為 露 店等の開設届出書(第12号様式) 2 [略] (指定洞道^{とう}等の届出) 第7条 条例第60条第1項(同条第2項におい て準用する場合を含む。)に規定する届出 は、<u>指定洞道等届出書(第13号様式)</u>によ るものとする。 2～3 [略] (核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出) 第8条 条例第61条第1項(同条第2項におい て準用する場合を含む。)に規定する核燃 料物質等の貯蔵又は取扱いの届出は、核 燃料物質等貯蔵・取扱(新規・変更・廃止) 届出書(第13号様式の2)によるものとする。 2 [略] (指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取 扱いの届出) 第9条 条例第62条第1項に規定する届出 は、少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱(変 更)届出書(第14号様式)によるものとする。 この場合において、当該届出書の提出は、貯蔵又は取扱いを開始し、又は変更する日(設備の設置の工事を伴うもの にあつては、当該工事に着手する日)の7 日前までに行わなければならない。 2 条例第62条第2項に規定する届出は、少 量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱廃止届 出書(第14号様式の2)によるものとする。 この場合において、当該届出書の提出は、	(3) 条例第59条第3号に掲げる行為 催 物開催届出書 (4) 条例第59条第4号に掲げる行為 水 道(断水・減水)届出書 (5) 条例第59条第5号に掲げる行為 道 路工事届出書又は道路使用届出書 (6) 条例第59条第6号に掲げる行為 露 店等の開設届出書 2 [略] (指定洞道^{とう}等の届出) 第7条 条例第60条第1項(同条第2項におい て準用する場合を含む。)に規定する届出 は、<u>指定洞道等(新規・変更)届出書</u>によ るものとする。 2～3 [略] (核燃料物質等の貯蔵又は取扱いの届出) 第8条 条例第61条第1項(同条第2項におい て準用する場合を含む。)に規定する核燃 料物質等の貯蔵又は取扱いの届出は、核 燃料物質等貯蔵・取扱(新規・変更・廃止) 届出書によるものとする。 2 [略] (指定数量未満の危険物等の貯蔵又は取 扱いの届出) 第9条 条例第62条第1項に規定する届出 は、少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱(変 更)届出書によるものとする。この場合に おいて、当該届出書の提出は、貯蔵又は 取扱いを開始し、又は変更する日(設備の 設置の工事を伴うものにあつては、当該 工事に着手する日)の7日前までに行わな ければならない。 2 条例第62条第2項に規定する届出は、少 量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱廃止届 出書によるものとする。この場合におい て、当該届出書の提出は、貯蔵又は取扱
---	---

貯蔵又は取扱いの廃止後速やかに行わなければならない。

(基準の特例適用申請)

第9条の2 条例第17条の3、第22条の2、第29条の6、第34条の3及び第43条に規定する基準の特例の適用を受けようとする者は、火気使用設備、火気使用器具、住宅用防災機器、少量危険物、指定可燃物、消防用設備等特例適用申請書(第14号様式の3))により申請を行わなければならない。

2～3 [略]

(申請書及び届出書)

第10条 第2条の2及び前条の規定による申請書並びに第3条から第9条までの規定による届出書は、正本及び副本各1部とする。

2 消防局長又は消防署長は、前項の申請書又は届出書を受理した場合で、当該申請又は届出事項について検査等を行い、火災予防上支障がないと認めたときは、副本に、申請書(禁止行為の解除承認申請書を除く。)にあっては承認印(第15号様式)を、届出書にあっては届出済印(第15号様式の2)を押して申請者又は届出者に交付するものとする。

(申出書)

第11条 条例第63条に規定するタンクの水張検査等の申出は、少量危険物、指定可燃物タンク検査申出書(第16号様式)によるものとする。

2 前項の申出書は、正本及び副本各1部とする。

3 消防局長は、第1項によるタンク検査を実施した結果、条例に定める技術上の基準に適合すると認めたときは、少量危険物指定可燃物タンク検査済証(第17号様式)及び少量危険物タンク検査済証(第18号様式)又は指定可燃物タンク検査済証(第19号様式)を申出者に交付するものと

し、の廃止後速やかに行わなければならない。

(基準の特例適用申請)

第9条の2 条例第17条の3、第22条の2、第29条の6、第34条の3及び第43条に規定する基準の特例の適用を受けようとする者は、火気使用設備、火気使用器具、住宅用防災機器、少量危険物、指定可燃物、消防用設備等特例適用申請書により申請を行わなければならない。

2～3 [略]

(申請書、届出書等)

第10条 第2条の2及び前条第1項に規定する申請書並びに第3条から第9条までに規定する届出書は、正本及び副本を各1部提出しなければならない。

2 消防局長又は消防署長は、前条第1項に規定する申請書又は第3条から第9条までに規定する届出書を受理した場合で、当該申請書又は当該届出書に係る事項について検査等を行い、火災予防上支障がないと認めたときは、副本に、申請書にあっては承認印を、届出書にあっては届出済印を押して申請者又は届出者に交付するものとする。

(申出書等)

第11条 条例第63条に規定するタンクの水張検査等の申出は、少量危険物、指定可燃物タンク検査申出書によるものとする。

2 前項に規定する申出書は、正本及び副本を各1部提出しなければならない。

3 消防局長は、第1項によるタンク検査を実施した結果、条例に定める技術上の基準に適合すると認めたときは、少量危険物指定可燃物タンク検査済証及び少量危険物タンク検査済証又は指定可燃物タンク検査済証を申出者に交付するものとする。

する。

第14条 〔略〕

第1号様式(第2条の2関係) 〔略〕

第1号様式の2(第2条の2関係) 〔略〕

第1号様式の3(第3条関係) 〔略〕

第1号様式の4(第3条関係) 〔略〕

第1号様式の5(第3条の2関係) 〔略〕

第1号様式の6(第3条の3関係) 〔略〕

第2号様式(第4条関係) 〔略〕

第3号様式(第5条関係) 〔略〕

第4号様式(第5条関係) 〔略〕

第5号様式(第5条関係) 〔略〕

第6号様式(第5条関係) 〔略〕

第7号様式(第6条関係) 〔略〕

第8号様式(第6条関係) 〔略〕

第9号様式(第6条関係) 〔略〕

第10号様式(第6条関係) 〔略〕

第11号様式(第6条関係) 〔略〕

第11号様式の2(第6条関係) 〔略〕

第12号様式(第6条関係) 〔略〕

第13号様式(第7条関係) 〔略〕

第13号様式の2(第8条関係) 〔略〕

第14号様式(第9条関係) 〔略〕

第14号様式の2(第9条関係) 〔略〕

第14号様式の3(第9条の2関係) 〔略〕

第15号様式(第10条関係) 〔略〕

第15号様式の2(第10条関係) 〔略〕

第16号様式(第11条関係) 〔略〕

第17号様式(第11条関係) 〔略〕

第18号様式(第11条関係) 〔略〕

(様式等)

第14条 別表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類(第3条の3、第7条第2項及び第9条の2第2項の規定により添付すべきこととされているものを除く。)
は、消防局長が定める。

第15条 〔略〕

[別表 別記]

第19号様式(第11条関係) 〔略〕

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合は、当該改正後部分を加える。
- 4 改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)の表示に対応する改正前の欄中の表の表示がない場合には、当該改正後表を加える。
- 5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)の表示に対応する改正後の欄中の様式の表示がない場合には、当該改正様式を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後においてもなお当分の間、この規則の施行前の様式又はこれを適宜修正した様式を使用することができる。

〔改正後 別記〕

別表(第14条関係)

文書の名称	関係規定
禁止行為の解除承認申請書	第2条の2第1項
禁止行為の解除承認通知書	第2条の2第3項
防火教育担当者選任(解任)届出書	第3条
防災教育担当者選任(解任)届出書	第3条
指定催しの指定通知書	第3条の2
火災予防上必要な業務に関する計画届出書	第3条の3
防火対象物使用開始(変更)届出書	第4条第1項
防火対象物使用中止(廃止)届出書	第4条第2項
炉、厨房設備、温風暖房機、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機設置届出書	第5条第1項第1号
燃料電池発電設備、変電設備、急速充電設備、発電設備、蓄電池設備設置届出書	第5条第1項第2号
ネオン管灯設備設置届出書	第5条第1項第3号
水素ガスを充填する気球の設置届出書	第5条第1項第4号
火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書	第6条第1項第1号
煙火打上げ、仕掛け届出書	第6条第1項第2号
催物開催届出書	第6条第1項第3号
水道(断水・減水)届出書	第6条第1項第4号

道路工事届出書	第6条第1項第5号
道路使用届出書	第6条第1項第5号
露店等の開設届出書	第6条第1項第6号
指定洞道等(新規・変更)届出書	第7条第1項
核燃料物質等貯蔵・取扱(新規・変更・廃止)届出書	第8条第1項
少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱(変更)届出書	第9条第1項
少量危険物、指定可燃物貯蔵・取扱廃止届出書	第9条第2項
火気使用設備、火気使用器具、住宅用防災機器、少量危険物、指定可燃物、消防用設備等特例適用申請書	第9条の2第1項
承認印	第10条第2項
届出済印	第10条第2項
少量危険物、指定可燃物タンク検査申出書	第11条第1項
少量危険物指定可燃物タンク検査済証	第11条第3項
少量危険物タンク検査済証	第11条第3項
指定可燃物タンク検査済証	第11条第3項

那覇市規則第50号

令和4年12月27日

公 布 済

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険条例施行規則（平成14年那覇市規則第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 （那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例付則の規則で定める日） 4 那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年那覇市条例第32号）付則の規則で定める日は、 <u>令和4年12月31日</u> とする。	付 則 （那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例付則の規則で定める日） 4 那覇市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和2年那覇市条例第32号）付則の規則で定める日は、 <u>令和5年3月31日</u> とする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 469 号

令和 5 年 1 月 16 日

令和 4 年（2022年）11月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市一般会計補正予算（第 5 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度那覇市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度那覇市の一般会計の補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ577,534千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174,675,033千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		55,424,160	41,212	55,465,372
	1 国庫負担金	40,175,724	4,500	40,180,224
	2 国庫補助金	15,150,005	36,712	15,186,717

16 県支出金		16,529,314	69,957	16,599,271
	2 県補助金	6,639,892	69,821	6,709,713
	3 委託金	722,523	136	722,659
18 寄附金		369,821	310	370,131
	1 寄附金	369,821	310	370,131
20 繰越金		6,010,183	378,383	6,388,566
	1 繰越金	6,010,183	378,383	6,388,566
21 諸収入		1,524,305	93,572	1,617,877
	5 雑入	1,124,344	93,572	1,217,916
22 市債		12,009,378	△5,900	12,003,478
	1 市債	12,009,378	△5,900	12,003,478
歳入合計		174,097,499	577,534	174,675,033

歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		15,667,129	208,798	15,875,927
	1 総務管理費	13,008,742	204,372	13,213,114
	2 徴税費	1,195,470	4,290	1,199,760
	5 統計調査費	40,073	136	40,209
3 民生費		93,152,126	111,606	93,263,732
	1 社会福祉費	34,341,492	34,171	34,375,663
	2 児童福祉費	33,711,418	77,111	33,788,529
	3 生活保護費	25,099,215	324	25,099,539
4 衛生費		16,308,147	31,464	16,339,611
	1 保健衛生費	12,887,147	30,548	12,917,695
	2 清掃費	3,421,000	916	3,421,916
6 農林水産業費		567,801	2,112	569,913
	1 農業費	58,352	2,112	60,464
7 商工費		1,754,088	8,709	1,762,797
	1 商工費	1,754,088	8,709	1,762,797

8 土木費		13,707,612	35,976	13,743,588
	1 土木管理費	247,691	5,841	253,532
	2 道路橋りょう費	1,415,237	6,000	1,421,237
	4 都市計画費	6,342,240	10,550	6,352,790
	5 住宅費	5,009,337	13,585	5,022,922
9 消防費		3,204,625	66,384	3,271,009
	1 消防費	3,204,625	66,384	3,271,009
10 教育費		14,922,452	112,485	15,034,937
	1 教育総務費	2,159,256	△6,380	2,152,876
	2 小学校費	7,068,990	85,433	7,154,423
	3 中学校費	1,763,788	42,160	1,805,948
	4 社会教育費	1,788,944	△28,085	1,760,859
	5 保健体育費	2,141,474	19,357	2,160,831
歳出合計		174,097,499	577,534	174,675,033

第2表 繰越明許費補正

1 追加

（単位：千円）

款	項	事業名	金額
2 総務費			11,220
	1 総務管理費		11,220
		パレット市民劇場客席天井耐震化事業	11,220
4 衛生費			1,146,300
	1 保健衛生費		1,146,300
		病院事業債貸付金	1,146,300
7 商工費			18,781
	1 商工費		18,781
		沖縄の食の魅力発信拠点整備事業	18,781
8 土木費			1,356,168
	2 道路橋りょう費		31,480

		法定外橋梁修繕事業	31,480
	4 都市計画費		114,900
		モノレール・インフラ等修繕	74,900
		路面修繕事業	40,000
	5 住宅費		1,209,788
		市営住宅維持管理費	73,219
		地域居住機能再生推進事業	1,136,569
合計		2,532,469	

2 変更

（単位：千円）

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 民生費			65, 362		75, 967
	1 社会福祉費		65, 362		75, 967
		壺川老人福祉センター耐震改修及び外壁改修工事	65, 362	老人福祉センター等改修事業	75, 967
合計			65, 362		75, 967

第3表 債務負担行為補正

1 追加

（単位：千円）

事項	期間	限度額
NAHAのみりよく発信拠点施設整備事業（観光課）	令和4年度から 令和5年度まで	28,000
ハブ・衛生害虫等対策業務委託（環境衛生課）	令和4年度から 令和9年度まで	78,609
医療的ケア児保育支援事業に係る看護師派遣委託料（こども教育保育課）	令和4年度から 令和5年度まで	11,808
那覇市役所前自動二輪車駐車場管理運営業務委託（道路管理課）	令和4年度から 令和5年度まで	2,379
道路路面清掃業務委託（道路管理課）	令和4年度から 令和5年度まで	22,132
道路側溝清掃業務委託（道路管理課）	令和4年度から 令和5年度まで	9,570

道路維持管理業務委託（道路管理課）	令和4年度から 令和5年度まで	82,006
街路樹維持管理業務委託（道路管理課）	令和4年度から 令和5年度まで	41,783

2 変更

（単位：千円）

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
那覇市公園照明灯LED化事業（公園管理課）	令和4年度から 令和14年度まで	245,507	令和4年度から 令和15年度まで	245,507

第4表 地方債補正

変更

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
2 社会福祉施設整備事業	192,300	証書借入 又は証券 発行	年5% 以内（た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率）	償還期間 は、据置期間 を含め30年以 内とする。 償還方法 は、元利均 等、元金均等 等による。 ただし、財 政の都合によ り、据置期間 中であっても 繰上償還し、 償還年限を変 更し、又は借 り換えること ができる。	186,600	補正前に同じ		
5 道路整備事業	183,500				183,300			

那覇市告示第 470 号

令和 5 年 1 月 16 日

令和4年（2022年）11月那覇市議会定例会で議決された令和4年度那覇市一般会計補正予算（第6号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和4年度那覇市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度那覇市の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,561,047千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176,236,080千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		55,465,372	937,524	56,402,896
	2 国庫補助金	15,186,717	937,524	16,124,241
19 繰入金		6,930,708	537,919	7,468,627
	2 基金繰入金	6,651,880	537,919	7,189,799
20 繰越金		6,388,566	85,604	6,474,170
	1 繰越金	6,388,566	85,604	6,474,170
歳 入 合 計		174,675,033	1,561,047	176,236,080

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		93,263,732	947,650	94,211,382
	2 児童福祉費	33,788,529	947,650	34,736,179
4 衛生費		16,339,611	314,000	16,653,611
	1 保健衛生費	12,917,695	314,000	13,231,695
10 教育費		15,034,937	299,397	15,334,334
	5 保健体育費	2,160,831	299,397	2,460,228
歳 出 合 計		174,675,033	1,561,047	176,236,080

那覇市告示第 471 号

令和 5 年 1 月 16 日

令和 4 年（2022年）11月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 4 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,090千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39,423,206千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 3	千円 533	千円 536
	1 国庫補助金	3	533	536
4 県支出金		27,891,526	△16,388	27,875,138
	1 県負担金	27,891,525	△16,388	27,875,137
6 繰入金		4,539,457	9,825	4,549,282
	1 他会計繰入金	4,539,456	9,825	4,549,281
8 諸収入		1,920,808	21,120	1,941,928
	3 雑入	1,897,810	21,120	1,918,930
歳 入 合 計		39,408,116	15,090	39,423,206

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		698,502	830	699,332
	1 総務管理費	520,064	665	520,729
	4 収納率向上特別対策事業費	46,413	165	46,578
3 国民健		26,874,245	14,260	26,888,505
	1 療養諸費	22,471,570	14,260	22,485,830
9 諸支出金		10,923,054	0	10,923,054
	2 医療給付費分	8,082,252	0	8,082,252
歳 出 合 計		39,408,116	15,090	39,423,206

那覇市告示第 472 号

令和 5 年 1 月 16 日

令和 4 年（2022 年）11 月那覇市議会定例会で議決された令和 4 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 4 年度那覇市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度那覇市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 4 年度那覇市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第 1 款 水道事業費用	7,585,931 千円	5,717 千円	7,591,648 千円
第 1 項 営業費用	7,461,730 千円	5,717 千円	7,467,447 千円

（債務負担行為）

第 3 条 令和 4 年度那覇市水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
那覇市上下水道局庁舎設備 改修工事設計業務委託	令和 4 年度から令和 5 年度まで	7,798 千円

那覇市告示第 473 号

令和 5 年 1 月 16 日

令和4年（2022年）11月那覇市議会定例会で議決された令和4年度那覇市下水道事業会計補正予算（第2号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和4年度那覇市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度那覇市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的收入及び支出）

第2条 令和4年度那覇市下水道事業会計予算第3条に定めた収益的收入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支 出		
第1款 下水道事業費用	5,388,036 千円	2,000 千円	5,390,036 千円
第1項 営業費用	5,105,635 千円	2,000 千円	5,107,635 千円

那覇市告示第 474 号

令和 5 年 1 月 16 日

令和4年（2022年）11月那覇市議会定例会で議決された令和4年度那覇市水道事業会計補正予算（第2号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和4年度那覇市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和4年度那覇市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度那覇市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 水道事業収益	8,093,103 千円	△41,380 千円	8,051,723 千円
第1項 営業収益	7,551,927 千円	△355,380 千円	7,196,547 千円
第2項 営業外収益	541,175 千円	314,000 千円	855,175 千円

公 告

那覇市公告第 595 号
令和 4 年 12 月 26 日
掲 示 済

会議開催の公告

次のとおり、会議を開催しますので公告します。

那覇市長 知念 覚

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 会議の名称 | 那覇市政功労者表彰審査委員会 |
| 2 | 開催年月日 | 令和5年1月20日（金）
午後3時～午後5時 |
| 3 | 開催場所 | 那覇市役所 本庁舎6階 601 会議室 |
| 4 | 議 題 | 令和5年度那覇市政功労者表彰候補者の審査について |
| 5 | 傍 聴 | <div>可（定員 名 ただし先着順です。）</div> <div><div>否</div>理由（個人情報の保護の観点から審議会当日会議で非公開とする予定）</div> |
| 6 | 照 会 先 | 担当事務局（総務部 秘書広報課）
(☎ 861-5173)
担当 儀間 |

那覇市公告第 605 号
令和 4 年 12 月 28 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 知念 覚

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市長 知念 覚

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	こどもみらい部 子育て応援課 電話861-6951			
個人情報管理責任者	こどもみらい部 子育て応援課長			
業 務 の 名 称	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（那覇市新型コロナウイルス感染症対応）			
業 務 の 目 的	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等の影響を受ける、子育て世帯の生活を支援するため、那覇市独自の特別給付金を早期に支給する。			
個人情報の対象者	18歳以下の児童を養育する者及び特別児童扶養手当受給者			
業務の開始年月日	令和4年12月5日			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	■個人番号 ■氏 名 ■住 所 ■性 別 ■生年月日 ■国 籍 ■本 籍 ■続 柄 ■親族関係 ■婚姻離婚 □その他 ()	□職 業 □地 位 □学 歴 □資 格 □団体加入 □賞 罰 □学業成績 □勤務成績 □そ の 他 ()	■収 入 □資産状況 ■公租公課 □経済取引 □公的扶助 ■そ の 他 (扶養・控除)	□思 想 □宗 教 □支持政党 □主義主張 □趣味嗜好 □犯 歴 等 □そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
		心 身	その他	
		□健康状態 □容 姿 □病 歴 □障がい程度 □そ の 他 ()	□ □ □ □ □	
個人情報の収集方法	■本人 ■本人以外(本人同意) 法令等・公知性・緊急性・審議会)			
個人情報の収集時期	□定期() ■随時(令和5年3月15日まで申請受付)			
本人への通知方法	□文書 □口頭 □告示 ■通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	■文書 □図画 ■電磁媒体 □その他()			
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	生涯学習部中央図書館 電話 917-3456			
個人情報管理責任者	那覇市立中央図書館 館長			
業 務 の 名 称	図書等の貸出しに関する事務			
業 務 の 目 的	図書資料（電子図書館を含む）や視聴覚資料の貸出し			
個人情報の対象者	那覇市立図書館資料の貸出サービスを利用する個人（当該利用者の代理人や勤め先職員）			
業務の開始年月日	従前からの継続業務			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	
	■氏 名 ■住 所 ■生年月日 ■性別 ■電話番号 ■メールアドレス ■FAX番号	■職業 心 身 □健康状態 □容 姿 □病 歴 ■障がいの程度 （障がい者サービス） ■障がい者手帳等 （障がい者サービス） ■入院・入所施設名 （障がい者サービス）	■学校名・学年（在学者、児童・生徒） ■保護者氏名（児童・未就学児） ■雇用期間（在勤者） ■勤務先の名称（在勤者） ■勤務先の所在地（在勤者） ■勤務先の電話番号（在勤者） ■勤務先の担当者氏名（在勤者） ■代理人の氏名（代理申請） ■代理人の住所（代理申請） ■代理人の電話番号（代理申請） ■代理人との関係（代理申請） ■滞在先住所（住基未登録者） ■滞在期間（住基未登録者） ■滞在先世帯主の氏名（住基未登録者） ■滞在先の電話番号（住基未登録者）	□思 想 □宗 教 □支持政党 □主義主張 □趣味嗜好 □犯 歴 等 □そ の 他 上 記 事 項 を 取 扱 う 理 由
個人情報の収集方法	■本人 ■本人以外(本人同意)			
個人情報の収集時期	□定期(月～ 月) ■随時(申請時)			
本人への通知方法	□文書 □口頭 □告示 ■通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	■文書 □図画 ■電磁媒体 □その他()			
備 考	業務の目的、個人情報の記録の内容等について文言等を整理するため、従前の届出書を廃止して改めて届出する。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	生涯学習部中央図書館 電話 917-3456			
個人情報管理責任者	那覇市立中央図書館 館長			
業 務 の 名 称	図書等の寄贈・寄託受入に関する事務			
業 務 の 目 的	寄贈・寄託申出のあった図書等を受け入れる			
個人情報の対象者	寄贈・寄託の申し出のあった者			
業務の開始年月日	従前からの継続業務			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ■氏 名 ■住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ■電話番号	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 心 身 ☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 () そ の 他 ☐	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
個人情報の収集方法	■本人 ■本人以外（本人同意）			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ■随時(寄贈・寄託資料の受入時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ■通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	■文書 ☐ 図画 ■電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務の目的、個人情報の記録の内容等について文言等を整理するため、従前の届出書を廃止して改めて届出する。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	生涯学習部中央図書館 電話 917-3456				
個人情報管理責任者	那覇市立中央図書館 館長				
業 務 の 名 称	講演、講座、イベント等の実施に関する事務				
業 務 の 目 的	時事に関する情報発信を行うことで市民が図書館に親しみ読書意識を高め利用促進を図る				
個人情報の対象者	行事やイベントの受講者・参加者及び講師				
業務の開始年月日	従前からの継続業務				
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等	
	■個人番号 (講師のみ)	■職 業	□収 入	□思 想 □宗 教	
	■氏 名	□地 位	□資産状況	□支持政党 □主義主張	
	■住 所	□学 歴	□公租公課	□趣味嗜好 □犯 歴 等	
	□性 別	□資 格	□経済取引	□そ の 他 ()	
	■生年月日 (講師のみ)	□団体加入	□公的扶助	上記事項を取扱う理由	
	□国 籍	□賞 罰	□そ の 他 ()		
	□本 籍	□学業成績			
	□続 柄	□勤務成績			
	□親族関係	心 身	その他		
	□婚姻離婚	□健康状態	■銀行口座番号 (講師のみ)		
個人情報の収集方法		■本人 ■本人以外(本人同意)			
個人情報の収集時期		□定期(月～ 月) ■随時(イベント等開催時)			
本人への通知方法		□文書 □口頭 □告示 ■通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態		■文書 □図画 ■電磁媒体 □その他()			
備 考		業務の目的、個人情報の記録の内容等について文言等を整理するため、従前の届出書を廃止して改めて届出する。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	生涯学習部中央図書館	電話 917-3456						
個人情報管理責任者	那覇市立中央図書館 館長							
業 務 の 名 称	職場体験、インターンシップ実習等の受入に関する事務							
業 務 の 目 的	中高生の職場体験、大学生のインターンシップ実習、小学生や一般（就労支援施設等）の施設見学・ジョブシャドウイングの受入							
個人情報の対象者	上記で受け入れる小中高校生、大学生など							
業務の開始年月日	従前からの継続業務							
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項				
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等				
	☐ 個人番号 ■氏 名 ■住 所 ■性 別 ■生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ■電話番号 ■メールアドレス ■顔写真 ■保護者名 (児童・生徒)	☐ 職 業 ☐ 地 位 ■学 歴 ■資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ■学校・学年・学科名 心 身 ☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ■障がいの程度	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 () そ の 他 ■ 傷害保険等の加入状況 ☐	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由				
	個人情報の収集方法							
	■本人 ■本人以外(本人同意)							
個人情報の収集時期								
☐ 定期(月～ 月) ■随時(受け入れ時)								
本人への通知方法								
☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ■通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)								
個人情報の記録形態								
■文書 ☐ 図画 ■電磁媒体 ☐ その他()								
備 考	業務の目的、個人情報の記録の内容等について文言等を整理するため、従前の届出書を廃止して改めて届出する。							

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	生涯学習部中央図書館	電話 917-3456		
個人情報管理責任者	那覇市立中央図書館 館長			
業 務 の 名 称	視聴覚機材・教材の団体貸出しに関する事務			
業 務 の 目 的	那覇市立中央図書館視聴覚教材等貸出要領に基づき、社会教育団体や学校等へ視聴覚機器・教材の貸出しを行う			
個人情報の対象者	那覇市内の事業所、機関又は団体等で中央図書館に登録された団体の代表者			
業務の開始年月日	従前からの継続業務			
個人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ 電話番号 ☐ メールアドレス ☐ 年代	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☒ （代表を務める）団体の名称 ☒ （代表を務める）団体の所在地 ☒ （代表を務める）団体の電話番号 ☒ （代表を務める）団体の担当者氏名	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 （ ）	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 （ ）
		心 身	その他	上記事項を取扱う理由
		☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度	☐	
個人情報の収集方法	☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意)			
個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時(申請時)			
本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
個人情報の記録形態	☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
備 考	業務の目的、個人情報の記録の内容等について文言等を整理するため、従前の届出書を廃止して改めて届出する。			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	生涯学習部中央図書館	電話 917-3456		
個人情報管理責任者	那覇市立中央図書館 館長			
業 務 の 名 称	図書の団体貸出に関する事務			
業 務 の 目 的	市内の朗読活動等を行う団体に対し、図書の館外利用の便宜と機会を提供し、また地域文庫・図書館団体育成を目的とする			
個人情報の対象者	那覇市内のこども園、児童クラブ等、那覇市立中央図書館に登録された団体の代表者			
業務の開始年月日	従前からの継続業務			
個人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ 電話番号 ☐ メールアドレス	☒ 職業または役職 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☒ （代表を務める）団体の名称 ☒ （代表を務める）団体の所在地 ☒ （代表を務める）団体の電話番号 ☒ （代表を務める）団体の担当者氏名 ☐ 心 身 ☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障がい程度	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 （ ） ☐ そ の 他 （ ）	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 （ ） 上 記 事 項 を 取 扱 う 理 由
	個人情報の収集方法	☒ 本人 ☒ 本人以外(本人同意)		
	個人情報の収集時期	☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時()		
	本人への通知方法	☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)		
個人情報の記録形態		☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()		
備 考		業務の目的、個人情報の記録の内容等について文言等を整理するため、従前の届出書を廃止して改めて届出する。		

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式(第22条関係)

個人情報業務届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	生涯学習部中央図書館	電話 917-3456			
個人情報管理責任者	那覇市立中央図書館 館長				
業 務 の 名 称	図書資料の複写サービスに関する事務				
業 務 の 目 的	調査研究支援のため				
個人情報の対象者	窓口や郵送、FAX等により図書資料の複写依頼をした者				
業務の開始年月日	従前からの継続業務				
個人 情 報 の 記 録 の 内 容	一般的取扱事項			制限的取扱事項	
	基本的事項		社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所（郵送による申請） ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ 電話番号（郵送による申請） ☒ FAX番号（郵送による申請） ☒ メールアドレス（インターネットによる申請） ☒ 一般・学生の選択（郵送・インターネットによる申請）		☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ 心 身	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他（ ） ☐ 心 身 ☐ 健康状態 ☐ 容 姿 ☐ 病 歴 ☐ 障 が い 程 度	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他（ ） 上記事項を取扱う理由
	個人情報の収集方法 ☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意)				
	個人情報の収集時期 ☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時()				
	本人への通知方法 ☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)				
	個人情報の記録形態 ☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()				
	備 考 業務の目的、個人情報の記録の内容等について文言等を整理するため、従前の届出書を廃止して改めて届出する。				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第1号様式（第22条関係）

個人情報業務届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	生涯学習部中央図書館	電話 917-3456		
個人情報管理責任者	那覇市立中央図書館 館長			
業 務 の 名 称	レファレンスサービスに関する事務			
業 務 の 目 的	市民の調査研究支援のため、求める資料の検索・紹介及び相談業務を行う。			
個人情報の対象者	窓口や電話、メール、インターネットによりレファレンスサービスの依頼をした者			
業務の開始年月日	従前からの継続業務			
個人 情報 の 記 録 の 内 容	一般の取扱事項		制限的取扱事項	
	基本的事項	社会的活動	経済的活動	思想・信条等
	☐ 個人番号 ☒ 氏 名 ☒ 住 所 ☐ 性 別 ☐ 生年月日 ☐ 国 籍 ☐ 本 籍 ☐ 続 柄 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻離婚 ☒ 電話番号 ☒ メールアドレス ☒ 年代	☐ 職 業 ☐ 地 位 ☐ 学 歴 ☐ 資 格 ☐ 団体加入 ☐ 賞 罰 ☐ 学業成績 ☐ 勤務成績 ☐ 心 身	☐ 収 入 ☐ 資産状況 ☐ 公租公課 ☐ 経済取引 ☐ 公的扶助 ☐ そ の 他 () ☐ そ の 他	☐ 思 想 ☐ 宗 教 ☐ 支持政党 ☐ 主義主張 ☐ 趣味嗜好 ☐ 犯 歴 等 ☐ そ の 他 () 上記事項を取扱う理由
	個人情報の収集方法 ☒ 本人 ☐ 本人以外(本人同意)			
	個人情報の収集時期 ☐ 定期(月～ 月) ☒ 随時()			
	本人への通知方法 ☐ 文書 ☐ 口頭 ☐ 告示 ☒ 通知不要 (那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第1号に該当)			
	個人情報の記録形態 ☒ 文書 ☐ 図画 ☒ 電磁媒体 ☐ その他()			
	備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	那覇市立中央図書館 電話 917-3456		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成17年10月26日
業務の名称及び 開始年月日	那覇市立図書館ボランティア関連業務 平成17年10月26日		
廃止または変更の 理由	個人情報の記録の内容及び記録形態等に追加・修正があるため		
変更の内容	変 更 前	変 更 後	
		・「性別」の削除 ・その他に「顔写真」を追加 ・本人への通知方法「通知不要」を選択 (同条例施行規則第3条第2項第1号に該当)	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	那覇市立中央図書館 電話 917-3456		
届出の区分	☐ 廃止 ☒ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	昭和50年8月1日
業務の名称及び 開始年月日	那覇市立図書館協議会業務 昭和50年8月1日		
廃止又は変更の 理由	本人への通知方法の記載がなかったため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
		本人への通知方法「通知不要」 を選択する。 (同条例施行規則第3条第2項 第1号に該当)	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(☐ 廃止 ☒ 変更)届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	那覇市立中央図書館 電話 917-3456		
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和4年12月1日
業務の名称及び 開始年月日	図書の貸出		
廃止又は変更の 理 由	業務の目的など文言整理して改めて届出書を提出するため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(☒ 廃止 ☐ 変更)届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	那覇市立中央図書館			電話 917-3456
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和4年12月1日	
業務の名称及び 開始年月日	資料受入れ			
廃止又は変更の 理 由	業務の目的など文言整理して改めて届出書を提出するため			
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後		
備 考				

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(☐ 廃止 ☐ 変更)届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	那覇市立中央図書館 電話 917-3456		
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和4年12月1日
業務の名称及び 開始年月日	講演、講座、イベント等の実施に関すること		
廃止又は変更の 理 由	業務の目的など文言整理して改めて届出書を提出するため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(☐ 廃止 ☒ 変更)届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	那覇市立中央図書館 電話 917-3456		
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和4年12月1日
業務の名称及び 開始年月日	職場体験等の受入れ		
廃止又は変更の 理 由	業務の目的など文言整理して改めて届出書を提出するため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(☐ 廃止 ☐ 変更)届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	那覇市立中央図書館 電話 917-3456		
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和4年12月1日
業務の名称及び 開始年月日	視聴覚機材・教材の貸出に関すること (視聴覚ライブラリー)		
廃止又は変更の 理 由	「那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例」が平成20年4月1日廃止になり視聴覚教材等の管理・貸出を中央図書館で行っている。業務の目的など文言整理して改めて届出書を提出するため廃止する。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止 ・ 変更)届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	那覇市立中央図書館 電話 917-3456		
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成15年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	ライブラリー運営委員会に関すること（視聴覚ライブラリー）		
廃止又は変更の 理 由	「那覇市視聴覚ライブラリー運営委員会規則」が平成15年4月1日廃止となったため		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止 ・ 変更)届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	那覇市立中央図書館 電話 917-3456		
届 出 の 区 分	☒ 廃 止 ☐ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	平成20年4月1日
業務の名称及び 開 始 年 月 日	16ミリ映写機操作操作技術講習会に關すること (視聴覚ライブラリー)		
廃止又は変更の 理 由	「那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例」が平成20年4月1日廃止 になり視聴覚教材等の管理・貸出を中央図書館で行っているが、視 聴覚教材に關する研修等については現在実施しておらず、今後も実 施する予定もないため廃止する。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(☐ 廃止 ☐ 変更)届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市教育委員会
教育長 山城 良嗣

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	那覇市立中央図書館 電話 917-3456		
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	平成20年4月1日
業務の名称及び 開始年月日	研修会、各種教室に関すること（視聴覚ライブラリー）		
廃止又は変更の 理 由	「那覇市立視聴覚ライブラリー設置条例」が平成20年4月1日廃止 になり視聴覚教材等の管理・貸出を中央図書館で行っているが、視 聴覚教材に関する研修等については現在実施しておらず、今後も実 施する予定もないため廃止する。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄
に記入すること。

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務(廃止)変更届出書

令和 4年 12月 5日

那覇市長 宛

那覇市長 知念 覚

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当部課	福祉部 福祉政策課 電話 098-862-9002		
届出の区分	☒ 廃止 ☐ 変更	業務の廃止・ 変更年月日	令和 4年 12月 5日
業務の名称及び 開始年月日	那覇市の地域福祉に関する調査票送付業務 平成 29年 11月 1日		
廃止又は変更の 理 由	【廃止理由】当該業務は、無作為に抽出した市民にアンケート調査票を送付し、回収するものであるが、回答は匿名となっている。那覇市個人情報保護条例第8条の規定による収集を行わないことから、個人情報業務届出書の届出は不要と考えられるため。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後	
備 考			

(注) 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 606 号
令和 4 年 12 月 28 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 4 項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第 8 条の 2 第 2 項で準用する同規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 知念 寛

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市長 知念 覚

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	こどもみらい部 子育て応援課	目的外利用部課 又は提供先	こどもみらい部 子育て応援課
業 務 の 名 称	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（那覇市新型コロナウイルス感染症対応）給付業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 令和4年12月5日から令和5年3月31日まで ☐ 随時		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	本業務の給付対象となる令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分・ひとり親以外の子育て世帯分）の受給決定者、児童手当受給者、児童扶養手当の受給決定者、受給資格者の支給決定情報（扶養義務者情報含む）、並びに給付金支給口座確認のため児童手当、児童扶養手当、母子及び父子家庭等医療費助成制度支給決定情報		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる 類型事項1 ※平成18年3月29日審議会承認） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は提供をする理由	地方自治法第2条第2項に基づく「地域における事務」の一環で、当該給付業務を実施するに際し、上記情報を活用することで本業務を効率的に実施できるため。		
届出担当部課	こどもみらい部 子育て応援課 電話 861-8951		

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和4年12月1日

那覇市長 様

那覇市長 知念 覚

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	企画財務部 市民税課	目的外利用部課 又は提供先	こどもみらい部 子育て応援課
業 務 の 名 称	令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（那覇市新型コロナウイルス感染症対応）給付業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☒ 令和4年12月5日から令和5年3月31日まで ☐ 随時()		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	本業務で給付金支給対象者の資格要件として定める18歳以下の児童を養育する者、特別児童扶養手当受給者及び令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）申請者の扶養義務者(父母、祖父母、子、孫、曾祖父母、曾孫、兄弟姉妹、配偶者)の令和2年及び3年中の収入(所得)		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うことができる類型事項1 ※平成18年3月29日 審議会承認) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	地方自治法第2条第2項に基づく「地域における事務」の一環で、当該給付業務を実施するに際し、上記情報を活用することで本業務を効率的に実施できるため。		
届 出 担 当 部 課	こどもみらい部 子育て応援課 電話 861-8951		

消防局訓令

那覇市消防局訓令第7号

令和4年12月26日

公 表 済

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局

局長 比嘉 義樹

那覇市情報公開条例施行規程の一部を改正する訓令

那覇市情報公開条例施行規程(昭和63年消防本部訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の委任) 第3条 消防局長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定により、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める市長事務部局の職員に委任する。 (1) 条例第5条第1項の規定による請求の受付及び受理に関すること <u>市民文化都市民生活安全課</u> の情報公開担当職員 (2) [略]	(事務の委任) 第3条 [略] (1) 条例第5条第1項の規定による請求の受付及び受理に関すること <u>総務部法制契約課</u> の情報公開担当職員 (2) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和5年1月1日から施行する。